

国民生活審議会
第4回消費者政策部会
議事録

内閣府国民生活局消費者企画課

国民生活審議会第4回消費者政策部会

議事次第

日 時：平成18年7月12日（水） 10:00～12:00

場 所：中央合同庁舎第4号館 共用第4特別会議室

1. 開 会

2. エレベーター事故への対応状況について
（国土交通省からのヒアリング）

3. 消費者基本計画の検証・評価・監視について
（1）第1ワーキンググループ及び第2ワーキンググループからの報告
（2）消費者政策部会とりまとめ（案）について

4. 閉 会

第 20 次国民生活審議会消費者政策部会委員

(敬称略、50 音順)

部会長	松 本 恒 雄	一橋大学大学院法学研究科教授
委 員	東 珠 実	椚山女学園大学現代マネジメント学部教授
	大河内 美 保	主婦連合会副会長
	大 村 敦 志	東京大学法学部教授
	大 村 多 聞	三菱商事株式会社理事
	品 川 尚 志	日本生活協同組合連合会専務理事
	芝 原 純	社団法人消費者関連専門家会議顧問
	田 村 次 朗	慶応義塾大学法学部教授
	津 武 欣 也	明治大学政治経済学部総合政策研究所研究員
	長 田 三 紀	東京都地域婦人団体連盟事務局次長
	糠 谷 真 平	独立行政法人国民生活センター理事長
	野 村 修 也	中央大学法科大学院教授
	早 川 祥 子	日本ハム株式会社社外取締役
	原 早 苗	埼玉大学経済学部非常勤講師・ 金融オンブズネットコーディネーター
	三 木 浩 一	慶応義塾大学大学院法務研究科・法学部教授
	御 船 美智子	お茶の水女子大学生生活科学部教授
	宮 川 雄 司	東京都生活文化局消費生活部長
	山 口 広	弁護士
	山 本 豊	京都大学大学院法学研究科教授
	渡 邊 和 夫	日本食品関連産業労働組合総連合会会長

以上 20 名

第 20 次国民生活審議会第 4 回消費者政策部会 出席者

松本	恒雄	一橋大学大学院法学研究科教授
大河内	美保	主婦連合会副会長
津武	欣也	明治大学政治経済学部総合政策研究所研究
早川	祥子	日本ハム株式会社社外取締役
原	早苗	埼玉大学経済学部非常勤講師 金融オンブズネットコーディネーター
大村	多聞	三菱商事株式会社理事長
品川	尚志	日本生活協同組合連合会専務理事
芝原	純	社団法人消費者関連専門家会議理事長
岳野	尚代	東京都生活文化局消費生活部長
長田	三紀	東京都地域婦人団体連盟事務局次長
糠谷	真平	独立行政法人国民生活センター理事長
野村	修也	中央大学法科大学院教授
三木	浩一	慶応義塾大学大学院法務研究科・法学部教授
山口	広	弁護士
山本	豊	京都大学大学院法学研究科教授
渡邊	和夫	日本食品関連産業労働組合総連合会会長

以上 16 名

[事務局]

田口局長、堀田審議官、後藤総務課長、服部消費者企画課長、
勝見消費者調整課長、鈴木消費者団体訴訟制度検討室長、藤
崎国際室長、高根沢消費者情報室長、山崎課長補佐

[説明者]

小川国土交通省住宅局建築指導課長

○松本部会長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから「国民生活審議会第4回消費者政策部会」を開催いたします。

本日は、お忙しい中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、まず、先般の死亡事故が発生いたしましたエレベーターの安全性の問題につきまして、国土交通省から説明をお聞きすることとなっております。

続きまして、消費者基本計画の検証・評価・監視につきまして、第1及び第2ワーキンググループでそれぞれとりまとめられました報告をいただくとともに、それを踏まえて本部会としてのとりまとめを行っていただくこととしております。

それでは、まず、エレベーターの安全性の問題につきまして、国土交通省から御説明をいただきたいと思っております。

御説明は、国土交通省住宅局建築指導課長の小川富由さんです。

では、よろしく願いいたします。

○小川建築指導課長 それでは、お配りしております資料1に基づきまして、エレベーター事故の概要及びその後の対応状況について説明をさせていただきます。

まず「1. 事故の概要」でございますが、平成18年6月3日午後7時20分ごろ、場所としては港区の特定公共賃貸住宅、一種の公共住宅でございますけれども、シティハイツ竹芝の12階でございます。

この施設については、そのほかに福祉施設なども入った複合的なビルということでございます。エレベーターは住宅用で2つ、福祉施設用で3機入っております。

被害者は、市川大輔さん、16歳、高校2年生、挟まれたことによる窒息でお亡くなりになっておられます。

事故の概要でございますが、12階のエレベーターの出入口で、自転車とともにエレベーターから降りようとしたところ、ドアが開いたままの状態エレベーターが上昇、エレベーターの、いわゆる出入口の天井部分とエレベーターの床の間に挟まれて、助け出して病院に搬送されましたが、間もなくお亡くなりになられたということでございます。

「2. エレベーターの概要」でございますが、シンドラエレベーター社製の定員28名のものでございます。

エレベーターの設置につきましては、建築物と同じ、要は建築物の一部でございまして、いわゆる建築の確認申請をし、設置後については完了の検査を行うということでございますが、この事案につきましては、設置者が港区でございますので、建築基準法に基づき、いわゆる建築確認という形ではありませんので、港区から東京都に平成9年5月6日に計画通知がございまして、また、その後、工事の後、平成10年3月23日に完了検査が東京都から港区に行われております。

また、エレベーターの場合、特定行政庁、すなわち建築行政を行う行政庁が民間に設置されているエレベーターの場合は、指定をいたしまして、1年程度で毎回定期的に点検状況を報告するという建築基準法に基づきます、定期報告の制度がございまして、今回の場

合、設置者である港区が自分で建築行政を行う主体でございますので、建築基準法に基づく定期報告の義務づけの対象になっておりません。

ただ、定期的な点検のみは管理者に、これは平成 17 年から義務づけされ、17 年度は、港区としては 9 月に実施し、問題はなかったと聞いております。

施設の管理者でございますが、これは財団法人港区住宅公社でございます。これは平成 18 年度から、いわゆる指定管理者制度に基づいて港区が指定管理者として指定をしておりますが、それ以前、設置されてからでございますが、港区から公社に管理委託という形で管理のお願いをしていたということでございます。

それから、エレベーターの、いわゆる保守点検の委託先でございますが、これも平成 17 年度から一般競争入札による選定ということございまして、それまではシンドラエレベータ社が点検を受託していました。

ここにございますように、平成 16 年まではシンドラエレベータ社が受けておりましたが、競争入札に入ってから 17 年度は日本電力サービス中央営業所、18 年度はエス・イー・シーエレベーターが入札することによって選ばれているということでございます。

港区によりますと、これまでといたしますか、平成 15 年 4 月以降の記録では、住宅用の 2 基について、49 件の不具合、苦情等が確認されていたということがございます。

事故原因については、現在、警視庁の方において捜査中でございます。

国土交通省といたしましては、関係の団体であります東京都、港区あるいは財団法人の日本建築設備・昇降機センター、これはエレベーターあるいはその他の、いわゆる動く設備関係についての点検基準等々をつくらしている財団でございますけれども、その団体、あるいは業界団体であります日本エレベーター協会、あるいは当事者でありますシンドラエレベータ社などを通じまして、事故状況の把握等を進めております。

次のページでございますが、また特定行政庁というのは、先ほどから申し上げておりますが、建築行政を所管している行政庁県ないし大きな都市と思っただけであればいいかと思っておりますが、そういったところに対してシンドラ社のエレベーターにつきまして、所有者に点検の実施をし、報告をするということ。あるいは過去の不具合情報も報告をお願いしたところでございます。

まず、事故機と同型機、これは全国で 12 台あったわけでございますが、これについては 6 月 19 日に結果を公表しております。

また、6 月 28 日までに点検の実施状況を取りまとめたわけでございますが、※にございますように、シンドラエレベータ社からは、全国で 8,834 台のリストをいただいておりますが、その後、入れ替わったりということも確認が必要でございまして、現在のところ、3,525 台分の点検状況を取りまとめて 7 月 7 日に公表しております。

そのほかに、国の施設、鉄道事業者の施設、都市再生機構、いわゆる公団でございますが、住宅等々につきまして調査を実施しております、国の施設につきましては 7 月 6 日に結果を公表しております。

国の施設については、シンドラ社製の不具合の発生率は、他の大手の日本のメーカーに比べると高いという結果が出ておりますが、必ずしも飛び抜けて高いというわけではなかったということでございます。

それから、こういった状況の中で制度的な問題を検討するために、社会資本整備審議会の中で、建築物等事故・災害対策部会を開催いたしまして、審議を行っております。現在、部会の下にエレベーターワーキングチームを設置いたしまして、検討を開始して、次回は7月14日に開催予定でございます。

エレベーターに関する基準でございますけれども、2つのグループがございます、1つは設置に関する、いわゆるハード面の基準でございます。建築基準法令では、かご、いわゆる乗る箱でございますが、箱についているドア、それと各階にございます出入口、この戸がすべて閉じていなければ、かごが動かないという安全装置の設置の義務づけをしております。当然、開いたまま動いたということですから、この基準に違反をしているということになると思います。

それから、点検に関する基準がございます、おおむね6か月から1年までの間隔を置いて、特定の資格者に損傷、腐食、劣化状況の点検をさせまして、報告をしなければならないという定期的な、いわゆる法定点検の制度がございます。

6. 番の事故以外のエレベーターでもトラブルがシンドラ社製については多いということがございまして、シンドラ社製のエレベーターで、プログラムミスがございまして、ミスのあるプログラムが設置された9台6施設について問題があったのでプログラムの交換を行ったという報告がございました。

ただ、このプログラムにつきましては、港区の事故機のものとは無関係という説明でございました。今後とも捜査を見守るとともに、関係して発覚したプログラムミスなどのいろいろな事実関係がございますので、再発防止策、これはハード面とソフト面とあると思いますけれども、審議会の先生方の御意見を聞きながら検討していくということになっております。

3 ページにございますのが、検討すべき項目ということで、御議論をいただいているような内容でございますが、まず、1つは構造あるいは装置の技術的な技術についてどうなのかということでございます。矢印がございまして、想定されるリスクそれぞれに対して安全装置の基準体系、これが十分なものになっているのか、エレベーターに関する基準というのは、非常に古い時代からあるわけでございますが、そういうリスク関係について十分整理されているのかどうかというような議論。

それから、特に制御器のプログラム、つまりICといったもので、自動制御ということになってきておりますが、その場合の不具合についての対策が本当に十分かということの方がテーマとなっております。

「2. チェック体制」でございますが、まず、一番最初に取り付けのときのチェックの在り方ということで、建築確認、完了検査等の在り方ということでございますが、現在の

審査方法で適切、実効性のあるものとなるのか、特に制御器のプログラム等についての審査についてどうあるべきかというような論点がございます。

2番目が「○ 法令に基づく定期検査・点検のあり方」ということで、現在の定期検査の項目、方法、頻度などについて、適切、実効性のあるものであると言えるかどうか、特にプログラム等については、不具合を把握することはできるのか、またリコールのような制度による対応は考えられないかというような御意見をいただいております。

4ページでございますが、そういう法定点検のほかに、日ごろからの保守点検ということで、これも業者さんに委託をして、日ごろといいますか、月に1回とか2回とか、そういう形で保守点検をしているのが、ほとんどでございますので、そういう保守点検の在り方について議論がございます。

現状は所有者と保守点検業者の任意の契約に任されておりますが、十分であると言えるかどうか。

それから、特に保守点検記録について、所有者にちゃんと報告されているのかとか、保守点検業者の変更時に適切に伝達される、あるいは必要な情報が行政庁等に伝達されることを確保するような観点ということで十分かどうかということ。

それから、保守点検マニュアルの継承の問題、これは製造者から所有者に引き渡される情報としては、保守点検を実施させる観点から、十分なものかどうか。それから、引き継ぎについてどうなのかということでございます。

また、不具合の報告、記録の保存、不具合情報の継承といったことについても現状で十分かどうか検討すべきであろうと。

更に4番でございますが、幅広い事故情報の収集・公表のための体制あるいはシステムづくりについての御議論もいただいているところでございます。

なお、5ページ以降は参考でございますが「エレベーターの概要」ということで、全国で約七十万台設置されていると言われております。そのうち、いわゆる大手の業界団体が約六十万台を保守しており、残りのものについては、独立系のメンテナンス会社が保守をしています。シンドラ社については、日本では1%ぐらいのシェアです。最近、独立系メンテナンス会社のシェアが若干増えてきているというような状況と聞いております。また、新設あるいは保守台数の推移、それから用途別の設置台数については、表1、表2のとおりでございます。

ロープ式のエレベーターの構造というものでございますけれども、基本的には、かごとという乗っている箱と、それから大体それに見合いますつり合うおもりというものが、一番上の巻上機というところでバランスさせて、制御盤によって上下をするというような構造でございます。

ただ、エレベーターについては、いろいろな種類がございまして、6ページにございますが、用途に着目いたしますと、乗用あるいは人荷共用、工場などで使うエレベーター、寝台用、荷物用あるいは自動車運搬用といった用途による分類。

それから、エレベーターの構造、今回、議論になっておりますのは、ロープ式のエレベーターのトラクション方式、いわゆるバランスを使う方式。

そのほかに、単純に巻上げ、巻戻しをする胴巻き方式。

そのほか、ロープ式以外のものとしては、油圧エレベーターとか、鎖駆動のエレベーターといったものがございます。これは、ちょっと参考の情報でございます。

私どもといたしましては、ワーキングチームでの審議を特に集中的にこの二月程度行いたいと考えております。

私の方からは以上でございます。

○松本部部长 ありがとうございます。

では、ただいまの御説明につきまして、どうぞ御意見、御質問がございましたらお出しください。

山口委員どうぞ。

○山口委員 報告ありがとうございます。幾つかあるんですが、私ども独占禁止法の強化を考えている立場からしますと、非常に寡占業種と言われている、しかも頻繁にといいますか、何回も談合が指摘されているエレベーター保守業界において、今、外資ではありますけれども、新しい企業が進出して競争が正しく行われるようになるということについては、正直評価していた面があるんです。ところが、こういう形で安かろう、悪かろうという形で問題が顕在化したというのは、大変残念なことで、これが更に業界の談合体質を正当化するようなことにならないようにということは、是非御注意いただきたいと思えます。

ただ、安全性の観点からしますと、本当に、いざこの事故の後、ふたを開けてみると、さまざまな不具合がかねてより指摘されていた。それが、いわゆる具体的な対処にならずに、こういう結果になって始めてこのような形でまとめられ、ワーキングチームがつくられて、具体策が講じられているという後追いの形になってしまっているのは大変残念なことで、どうしたらいいのかということは、真剣に是非考えていただきたいと思うんです。

1つだけ明らかに指摘できるのは、製品の安全性確保に関する規制法はさまざま、たくさんあるわけですが、エレベーターについては、恐らく建築基準法によって、安全性の確保がなされるのであって、恐らくそれ以外の法律による安全性確保というのはなされないんだろうなと思うんです。

この建築基準法あるいはエレベーターについての安全性を確保する法律の中では、先ほど3ページが一番下にも書いておりますが、リコール制度がありませんので、結局、何回かの不具合が出ていても、それが必ずしも速やかに顕在化して、嫌でも対策を講ぜざるを得なくなるという、そういうシステムにもなっていないように思うんです。

そういう意味では、本件のような再発を防止するためには、自動車やその他の製品の安全性確保のための措置と同じように、是非リコール制度を盛り込んでいくということを考えていくべきではないかと思うわけです。その点、是非御検討をお願いしたいと思います。

○松本部会長 ほかに御意見はございますか。

原委員どうぞ。

○原委員 山口委員が後半におっしゃったところとも重なるところが1つと、もう一点なのですが、やはり今回の事件をお聞きしたときに、六本木ヒルズの回転扉の事故のことも重ねて思い起こしまして、やはりこういった建築基準法に基づく施設設備というものについての情報の収集、今回、事故が起きて調べてみると、シンドラー社については、ほかのエレベーター会社より3倍ぐらい事故件数の報告があったということがわかっているわけなのですけれども、これも建築基準法に基づくリコール制度が仕組みとしてしっかりあれば、もっと早目に情報収集と対策ということの手を打てたのではないかというふうに思いますので、2か月という非常に短期間の検討ということのようですけれども、是非踏み込んだ議論をお願いしたいと思います。

もう一点は、今回、独立系のメンテナンス事業者が大変クローズアップされておりました、今回も年度ごとに一般競争入札で、違う事業者の方々が入っていらっしゃるのですが、かなりこういった施設については、いろんなところでメンテナンス事業者という事業グループと言うんでしょうか、存在してきておまして、ここはどこが事業者としての業務の管轄をしていらっしゃるかわからないのですが、そこも集まってきた情報をどういうふうに扱うのかとか、安全に結び付けるためには、その情報をどう生かすかということも含めて、メンテナンス事業者についての実態調査とか、業務の内容とか改善のための施策とかの検討の中に含めて検討をお願いしたいと思います。

以上です。

○松本部会長 どうぞ。

○大村（多）委員 本件につきまして、こういう重大事故が起きると、すぐ製造業者の責任とか、メンテナンス業者の責任が問われるが、それは当然あるのですが、もっと手前の大事な点もこの際検討していただきたいと思います。

それは、むしろ発注者、すなわち所有者がメンテナンスについて安全性に必要なコストをかけるという姿勢が欠けていたのではないかと。毎年1年契約で入札にして値段をカットすれば、往々にして弱小のメンテナンス業者は、まずは安全性対策について手抜きをする。これは避け難い点があるわけです。

4ページにもありますけれども、保守点検については、現状は所有者と保守点検業者の任意の契約に任されているけれども、それがエレベーターの安全確保の観点から十分なものと言えるかと、この論点にも関係すると思いますけれども、安全にはコストがかかる。

それから、安全性の中身に関して、可視性を高める。安全性という抽象的な問題を具体的にスペシフィケーション、安全サービスのスペシフィケーションの可視化というのを高めて、これをむしろ発注する側がきちんと契約の条約としてオファーする義務がある。その上で公正な競争をする。ここをなしに単純に競争しろ競争しろと言えば、こういうことが起きかねない。また起きるだろうということになると、本質的な再発防止にならないん

じゃないかということをお大変懸念していますので、そこまで含めた対策をお願いしたい。

問題は、再発防止をすることが一番大事なのであって、その目的のために何が大事かという観点からいいますと、先ほど2人の委員の方から、リコールという話があったんですが、これは1つの考え方であるけれども、手前の安全のスペシフィケーションについてとか、前提を満たさないでリコール制度だけにしたときに何が起こるかというのと、一気にリコールに行くという問題についての責任の取り方ということで逆に日常的なトラブルが隠されてくる。リコール制度によりリスクがまた増えるという側面もあるので、ここは慎重に検討して、逆に小さなトラブルが確実に表に出されて、それに対する原因の切断を確実にを行い、大きな大事故にしないという手前のところをよく考えて検討していただきたいと思えます。

以上です。

○松本部会長 ほかに御意見、御質問はございませんか。

芝原委員どうぞ。

○芝原委員 メンテナンスの契約ということなんですけれども、これはエレベーターに限らず耐久消費財といいますか、自動車とかいろいろな事業用機械なんかでもあることでありまして、大村委員がおっしゃるように、技術品質、メンテナンスという作業の品質と価格をちゃんと考量して発注者は決めなければいけないというのが絶対にあると思うんです。

安かろう、悪かろうというのはメンテナンスの世界でもあるわけですし、この辺、発注者の責任といいますか、とにかく行政というか自治体も安い方がいいと、少し行き過ぎているのではないのかなと。別のこのメンテナンスに限りませんが、いろいろな事業の発注、これは最低の技術は満たした上で、鉄筋の本数は減らさないという条件で安いと、それを見抜く、その辺に対して、やはり市民としてももう少し監視する仕組みがほしいのではないのかなと思う次第です。

以上です。

○松本部会長 山口委員どうぞ。

○山口委員 今の点は重要なところで、私も健全な競争は非常に重要だと思いますし、私もその意味では、繰り返しますが、シンドラー社の日本市場への参入は貴重なことだと、私は評価しておりました。

しかしながら、本当に心から残念なことなんですけど、1つだけ言えますは、確かに公共の建物について、例えばビルメンの入札等の実態を見ていますと、どう考えても労働基準法に基づき、所定の人員の確保をしながら、ビルメンをやらせようとする、採算割れすることが明らかな金額での落札が平気でなされているという実態はあります。

スタッフがそろっていなくても、とにかくビルメンの会社が落札して、それからあわてて人材供給のマーケットで人を引っかき集めて、それで一応体裁は取り繕うという形で市場の参入の拡大を図ろうとする、そういうビルメン事業者も相当あることは事実です。

その意味では、競争入札の仕方を最低限の労働基準法を遵守した、そういう中での最低

限の安全性を確保するような配慮をしながらの入札制度の改善といたしますか、大変手間のかかることではあると思いますが、そういう配慮は、特に公共の建物における安全性の確保という観点からは配慮が必要だということは、確かに重要なことだと思います。

○松本部長 長田委員どうぞ。

○長田委員 今、いろいろな委員からお話がありましたが、それぞれ非常に大切な論点だと思います。

それで、今回、2か月間、エレベーターの問題を審議なさっていらっしゃるわけですが、その中でもいろいろな議論が行われると思いますけれども、いずれにしろ、同じような小さな事故が大きな事故につながらないために何をすればいいのかというのは、エレベーターだけの問題ではなく、さまざまなものに関してすべてだと思いますので、まず、1つは事故情報を、先ほど大村委員がおっしゃいましたけれども、小さな事故情報がどういうふうになんとした対策につなげていけるのか、その収集の仕方、それから対策へのつなげ方など、これを機に大きな議論をきちんとしていただきたいということ。

それから、本当に尊い命をなくさなければ、早急な取組みになかなかつながらないというのが日本の体質だと思いますので、何とかここで抜本的な対策を、今、おっしゃいました、入札の方法から何からすべて含めて大きな検討をしていただきたいと思います。

○松本部長 ほかにございませんか。

さまざまな御意見をお出しいただきましたので、そういうものも踏まえて国土交通省の方で御検討をいただきたいと思います。

また、ご指摘いただいた問題は、我々が基本計画の検証・評価・監視として議論してきた問題ともかなり重なるところがありますので、また来年、こういうことについて御議論いただきたいと思います

とりわけ、安全に関わるサービスという目に見えないものを何らかの形で標準化するなりして、目に見えるようにし、それによって適切な価格評価とか、競争が行われるようにする必要があるという点、まだ、なかなかサービスというものの標準化が遅れているということから、積極的に進めていただきたいと思います。

小川課長の方で、何かございますか。

○小川建築指導課長 二ヶ月の間ですべて終わるということではなくて、ワーキングチームを夏いっぱいぐらいでかなり稠密に議論をしていただいて、実は今日いただいた御意見についてもワーキングチームの中でかなり突っ込んだ議論をされておりますので、方向性をしっかり出すというのが二ヶ月ぐらいできっちりやりたいということでもあります。ものによっては、新たに技術開発なり、仕組み、制度づくりをしなければいけないという部分もありますから、私ども二ヶ月でやめてしまうというつもりではございませんので、その点は御理解いただきたいと思います。

以上です。

○松本部長 ありがとうございます。それでは、この議題につきましては、この辺り

にさせていただきます。

続きまして、消費者基本計画の検証・評価・監視について御審議いただきたいと思っております。

まず、第1ワーキンググループ及び第2ワーキンググループの審議の結果について御報告をいただきたいと思っております。

第1ワーキンググループにつきましては、御船座長から御報告していただくべきところ、御船座長のお体の事情によりまして、本日は御欠席でございますから、私がワーキングの3回目に代わりに座長を務めさせていただいたということもございますので、私の方から代わって御報告いたしたいと思っております。

第1ワーキングにつきましては、5つの重点事項について検討いたしました。

すなわち「①リコール制度の強化・拡充」「②リスクコミュニケーションへの消費者の参加促進」「③食の安全・安心分野におけるトレーサビリティ・システムの普及促進」「④学校や社会教育施設における消費者教育の推進」「⑤環境に配慮した消費者一人ひとりの取組みの促進」の5つであります。

「I. 計画の進捗状況」という点であります。まず「1. 消費者の安全の確保」という点で「(1) リコール制度の強化・拡充」につきましては、自動車メーカーからの安全上重要な情報について定期的に報告を受ける。あるいは消費者等からの自動車不具合情報ホットラインによる情報収集。その他、安全性の疑義のあるメーカーに対する集中的な監視の実施等によって、自動車リコールに関する不正行為の再発防止対策の徹底が図られました。

それから、消費者生活用製品に関する事故情報につきましては、医療機関、関係者等との意見交換が実施されました。

「(2) リスクコミュニケーションへの消費者の参加促進」という点では、BSEや残留農薬等のポジティブリスト制度の導入につきまして、意見交換会を全国各地で行いました。

また、国内外におけるリスクコミュニケーションの事例の把握、実施方法等の調査を行っております。

「(3) 食の安全・安心分野におけるトレーサビリティ・システムの普及推進」につきましては、農産物の生産情報公表JAS規格が制定され、実施されて、その啓発に努められているところです。

また、牛肉につきましては、牛の個体情報のトレーサビリティの特別法ができておりまして、その実施、検査、指導等が行われております。

次に「2. 消費者の自立のための基盤整備」という点での「(1) 消費者教育の推進」につきましては、内閣府と文部科学省との間で消費者教育連絡協議会が開催され、また地方におきましても、都道府県・政令指定都市の消費者教育の推進のために、消費者担当部局と教育担当部局との連携強化について要請いたしました。

また、教材や啓発資料等の作成、消費者への情報提供が実施されております。

更に、ライフステージに応じた消費者教育の目標、62の目標を立てて、それを取りまとめ、消費者教育の体系化を推進しております。

次に「(2) 環境に配慮した消費者一人ひとりの取組みの促進」という点では、消費者によるCO₂削減に向けた国民運動「チーム・マイナス6%」が発足いたしました。とりわけクール・ビズは95%以上の認知度を得て、かなり成果が上がっております。

また、ごみゼロ推進大会の全国大会の実施等が行われましたし、各家庭におかれましても、我が家の環境大臣事業というのが開始されております。

続きまして「II. 今後の重点的取組み」といたしましては、まず、消費者の安全・安心の確保につきまして「(1) リコール制度の強化・拡充」という点であります。自動車のリコールに関する不正行為の再発防止対策を引き続き着実に実施するという点。この点は、本日の新聞報道にもありましたように、是非積極的に進めていただきたいと思っております。

第2に消費生活用品につきまして、医療機関等からの事故情報の入手、諸外国における事故情報の収集等、製品事故に係る情報収集を充実させるための方策について検討する。

「(2) リスクコミュニケーションへの消費者の参加促進」という点では、参加対象者の関心に応じた意見交換会の開催、消費者の意見がどのように政策等へ反映されたかについての説明、情報提供の方法、関係者のリスクコミュニケーション技術の向上方策等について、各府省で連携して方針を策定する。

「(3) 食の安全・安心分野におけるトレーサビリティ・システムの普及推進」の面では、生産情報公表JAS規格を普及・定着させるため、消費者や事業者の理解の増進を図る。

そして、従来挙げられておりませんでした、エレベーターの安全性の確保、先ほど御報告いただきましたこの問題につきまして、エレベーター事故に関する情報収集を図るとともに、再発防止策について検討を進めるということです。

続きまして「2. 消費者の自立のための基盤整備」の「(1) 消費者教育の推進」につきましては、消費者教育の体系化に関して、各ライフステージにおける消費者教育の目標を達成するため、具体的にどのような羽でどのような内容の教育を実施するかについて検討する。これは非常に多くの関係機関が挙げられております。

次に内閣府と文部科学省との間で、消費者教育連絡協議会を開催し、地方においても消費者担当部局と教育担当部局との連携の進捗状況、進捗が見られた事例等について調査し、その結果を公表する。また、市区町村における連携の実態調査にも当たる。

消費者教育全体にわたっての教材等を計画的・効果的に整えていくために、関係省庁会議を開催し、関係団体からの情報収集、情報共有を行う。

最後に「(2) 環境に配慮した消費者一人ひとりの取組みの促進」という点では、環境配慮行動を呼びかける国民運動「チーム・マイナス6%」の定着に向けて、市民団体や地方公共団体との連携を強化する。

それから、環境ラベルにつきまして、製品購入時にどのようにそれを活用すればよいのか、消費者の関心に応じて解説する機能や、関係ラベル情報について一覧することができる環境情報ポータルサイトの構築について検討する。

それから、身近な化学製品に含まれている危険有害性に対する消費者の理解を促進するとともに、化学物質と環境円卓会議を引き続き開催し、また、その会議の成果を消費者へ普及促進する

以上であります。

続きまして、第2ワーキンググループのとりまとめについて、山本座長から御報告をいただきますと思います。

○山本委員（第2WG座長） それでは、お手元にあるかと思いますが、資料3に基づきまして、第2ワーキンググループのとりまとめについて報告いたします。

第2ワーキンググループでは、4つの重点事項を担当することになりまして、担当省庁からのヒアリングを含め、審議を行いました。

その4つと申しますのは「①分野横断的・包括的な視点に立った取引ルールづくり」「②消費者団体訴訟制度の導入」「③消費者からの苦情相談の活用」「④緊要な消費者トラブルへの対応」でございます。

第1ワーキンググループと同様、2つのパートに分けて整理をいたしました。

まず「I. 計画の進捗状況」であります。計画に掲げられた重点施策に関し、策定後これまでに実施された主な措置といたしまして、まず「1. 消費者の自立のための基盤整備」に関しましては「（1）分野横断的・包括的な視点に立った取引ルールづくり」といたしまして、幅広い金融商品についての包括的・横断的な制度の整備を図ることを目的とした金融商品取引法関連法が成立いたしました。

また、貸金業制度等に関する懇談会において、懇談会におけるこれまでの議論に関する座長の間接整理というものがとりまとめられました。

他方、クレジット取引を巡る諸問題に関し、産業構造審議会において課題と論点を整理する報告書がとりまとめられております。更に迷惑メール追放支援プロジェクトを推進するとともに、電気通信事業における個人情報保護に関するガイドラインの改訂等を実施しております。

「（2）消費者団体訴訟制度の導入」に関しましては、内閣総理大臣の認定を受けた適格消費者団体に、差止請求権を認める消費者契約の一部を改正する法律が成立いたしました。

「2. 緊要な消費者トラブルへの機動的・集中的な対応」に関しましては「（1）消費者からの苦情相談の活用」として、国民生活センターと関係行政機関との連携の強化を消費者政策担当課長会議において決定し、同連携の仕組みに基づいて、国民生活センターは3件の政策提言を実施しております。

「（2）緊要な消費者トラブルへの対応」。ここは大変項目が多うございまして、7点

に分けて整理しております。

まず「①ITの進展に伴う社会問題への連携体制の強化」といたしましては、IT安心会議を開催し、インターネット上の違法有害情報への施策をとりまとめました。

次に「②架空請求・不当請求の排除」に関しましては、金融機関による顧客の本人確認及び口座不正利用防止法に基づきまして、インターネット上で預金通帳を譲り渡すよう誘引していた被疑者を検挙する等、42事件71人に対して同法を適用いたしました。

預金口座の不正利用に関し金融庁に寄せられた情報を金融機関に提供することにより、金融機関において6,004件の預金口座利用停止、4,146件の預金口座強制解約を実施しました。

次に、地方公共団体から架空請求に利用された旨の届出があったプリペイド式携帯電話番号の約70回線及び名義不明の約30万回線の利用停止措置を実施いたしました。

消費者政策会議において決定された架空請求・不当請求に関する消費者トラブルへの対応策をフォローアップするための会議を行いました。

「③偽造キャッシュカードによる被害の防止・救済」に関しましては、偽造カード、盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預金払い戻しからの預金者保護法が成立いたしました。

「④フィッシングの防止」に関しましては、フィッシング対策推進協議会を定期的で開催し、フィッシングの現状及びISPによるフィッシング対策の方向性をとりまとめ、またクレジットカード会社、銀行等を中心としたクレジット対策協議会の設立を支援し、新聞広告等による情報提供を実施し、各都道府県警察において取締りを強化し、フィッシングサイトの開設により入手した他人のログインID等で不正アクセスした者を検挙いたしました。

次に「⑤外国為替証拠金取引の適正化」に関しましては、金融先物取引法の改正を踏まえまして、問題が認められた54業者に対し58件の業務停止命令。また、登録基準を満たした164業者に対して順次登録を行いました。登録を行った業者につき、業者名を公表しております。

「⑥悪質住宅リフォーム事業者の排除」に関しましては、関係省庁の担当課長会議等を経まして、消費者政策会議関係委員会において、悪質住宅リフォーム問題への対応を決定・推進しました。

第I部の既存実施施策の最後といたしまして「⑦耐震強度偽装問題の対応」。これにつきましては、建築基準法、建築士法、建設業法、宅地建物取引業法等関連法について一部改正を行い、建築確認・検査の厳格化、指定確認検査機関の業務の適正化、建築士等の業務の適正化及び罰則の強化を行いました。

大きく分けた第2のパート「II. 今後の重点的取組み」でございます。

これに関しましては、以下の事項を重点として関係省庁一体となって強力に取り組むことが必要であるととりまとめてございます。

まず「1. 消費者の自立のための基盤整備」に関し「(1) 分野横断的・包括的な視点に立った取引ルールづくり」といたしまして「①特定商取引法における検討」に関してでございます。

これに関しましては、指定商品・指定役務制の廃止の可能性について検討する。

また、通信販売、電話勧誘販売に関して都道府県知事が処理することができる事務の範囲について検討するというふうにとりまとめております。

次に「②金融商品取引法の円滑な施行」に関しまして、政令、内閣府令等の整備や制度の周知徹底など、同法の円滑な施行に向けて準備を進めることとしております。

「③商品取引所法等の厳正な運用とより包括的な金融サービス法制の検討」に関しましては、海外商品先物取引法を厳正に運用し、同法の施行状況を注視するとともに、今後の消費者トラブルの推移を見極め、海外商品先物オプション取引を含め、委託者保護のための方策について検討する。

また、商品取引所法を厳正に運用し、同法の施行状況を注視する。

金融商品取引法について、同法の利用者保護ルールの徹底を図りつつ、金融商品全般を対象とする、より包括的な規制の枠組みについては、同法の実施状況等も踏まえ、引き続き検討するととりまとめてございます。

「④多重債務問題への対応」に関しましては、貸付信用に関する規制金利の在り方、過剰貸付けの防止、契約・取立てに係る行為規制、参入規制・監督手法、金融経済教育とカウンセリング等について検討を進めるとまとめてございます。

販売信用に関しましては、過剰与信の防止、個人信用情報機関の適切な活用等について検討を進めることとしております。

次に「⑤悪質な勧誘販売行為を助長する不適正与信の排除」に関しましては、販売信用事業者自体に関わる規律ないし対応、クレジット取引関連事業者の責務と役割、割賦販売法の適用対象範囲、指定商品・指定役務制の是非について検討するというふうにとりまとめてございます。

「⑥ITを利用した取引における利用者保護ルールの検討」に関しましては、特定電子メール送信適正化法を厳正に運用するとともに、同法の効果について評価をし、国際的な整合性・協調体制の重要性等も踏まえ、オプトイン方針の迷惑メール対策としての有効性について注視し、送信ドメイン認証技術を始めとする技術的対策の普及促進等について検討することといたしております。

更にインターネット通販における利用者保護のための方策についても法制度を含めて検討することといたしております。インターネット上のクレジット取引のセキュリティーを向上させるため、本人認証方法の高度化、氏名やカード番号の不正利用に関する情報交換、トラブルが生じた際の対応のルール化等について、事業者の取組みを注視することといたしております。

IT関係では最後の項目ですが、インターネット上の消費者取引等に係る紛争解決を支

援する民間機関に対して、実証実験で得られた紛争解決ノウハウ等の提供を行うことといたしております。

「（２）消費者団体訴訟制度の導入」に関しましては、消費者契約法の一部を改正する法律が間もなく施行されることから、政令、内閣府令、審査基準等の整備や周知徹底など、消費者団体訴訟制度の円滑な導入に向けて準備を進める。

改正消費者契約法の施行状況を踏まえつつ、独占禁止法及び景品表示法における団体訴訟の導入について検討する。

特定商取引法における消費者団体訴訟制度の導入について検討を進める旨とりまとめております。

次に「２．緊要な消費者トラブルへの機動的・集中的な対応」。これもたくさん項目がございます。

まず「（１）消費者からの苦情相談の活用」に関しましては、P I O - N E T 情報をより効果的に活用していくため、情報収集の迅速化と情報の提供方法等につき、幅広い観点から検討することといたしております。

また、消費生活相談の現場でキャッチした警戒を要すると思われる悪質商法についての情報を高齢者やその家族、日ごろから高齢者に接している周りの方々へ迅速に届けることといたしております。

「（２）緊要な消費者トラブルへの対応」に関しましては、７点に分けてとりまとめてございます。

「①架空請求・不当請求の排除」に関しまして、口座売買の取締りを強力に推進し、預金口座の不正利用に係る消費者からの情報等を金融機関等に提供し、携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認及び携帯音声通信役務の不正利用の防止に関する法律の適切な運用が図られるよう、事業者からの相談対応等の措置を講ずることといたしております。

「②各種金融取引を持ちかける無登録業者による違法勧誘の排除」に関しましては、未公開株等高い収益をうたい文句とした金融取引を持ちかける無登録業者による違法な勧誘行為について、被害の未然防止及び拡大防止のための措置を講ずることといたしております。

「③偽造キャッシュカードによる被害の防止・救済」に関しましては、キャッシュカード利用者へのカード管理上の注意喚起を図るとともに、各種の手口に対応した防止策を促進することといたしております。

「④フィッシングの防止」に関しましては、技術的な対応等について検討するとともに、国民への注意喚起を行う。

「⑤耐震強度偽装問題への対応」といたしまして、建築確認・検査の厳格化等を着実に実施し、偽装問題の再発を確実に防止できるような制度の在り方を引き続き検討し、建築士制度の見直し等、結論の得られたものから順次所要の措置を講じることとしております。

「⑥エレベーターの安全性の確保」に関しましては、エレベーター事故に関する情報収集を図るとともに、再発防止策について検討を進めることといたしております。

緊要な消費者トラブルへの対応の最後の項目「⑦違法な経済取引の被害者救済」ですが、違法な経済取引の被害者救済のため、被害財産の返還による損害回復等の枠組みに関して検討する。特に、凍結された預貯金口座に滞留している資金に関して、その実態を把握し、被害者に返還されるための対応の在り方について検討を進めることといたしております。

以上、第2グループの意見のとりまとめについて報告いたしました。

○松本部会長 ありがとうございます。以上の2つのワーキンググループの報告を踏まえまして、本消費者政策部会のとりのまとめの案を御用意いたしております。

そこで、事務局から案の御説明をいただいた上で、全体を通じて委員の皆様から御意見、御質問をいただきたいと思っております。

では、お願いいたします。

○服部消費者企画課長 資料4、それから参考資料1につきまして御説明をさせていただきます。

資料4でございますが、これは先ほど御報告いただきました第1、第2ワーキンググループのとりまとめを統合したものでございます。

冒頭の書きぶりのところでございますが、これは両グループからいただいたものと基本的に同じでございますが、3番目のパラグラフのところにつきまして、部会としての表現ぶりしております。

それから「I. 計画の進捗状況」でございますが、消費者基本計画の基本的方向、重点事項の順ののっとりまして、統合をしております。

5ページを見ていただければと思っております。

最後の欄に「4. 総括的整理」というのがございます。これが新しく出させていただいている部分でございます。計画に掲げられた重点施策のうち、平成17年度に実施するとされたものについては着実に推進されているものと考えられる。なお、個々の各施策についての評価に関しては、定性的なものが多く、今後、より具体的な成果（アウトカム）の把握に努めることが必要であるということで、これまで御審議いただきました各施策の検証・評価・監視、私どもの方から資料を出させていただきます。御審議していただいたのでございますが、その審議を基にこういうことを書かせていただいております。

6ページ以降が、今後の重点的取組みでございます。これも第1、第2ワーキンググループでお示しいただいたことを統合するという形にしております。

また、最後の11ページをごらんいただければと思っております。

「III. むすび」ということで、新たに付け加えさせていただきます。現在、計画の2年目を迎えている。政府においては、計画初年度である平成17年度の実施状況を踏まえ、当計画に盛り込まれた施策を更に推進するとともに、II. に示した各種施策を当初の計画内容に付加するものとして強力かつ重点的に取り組まれるよう要請するというものでございます。

本日御審議をしていただきまして、今後、消費者基本計画では消費者政策会議が検証・評価・監視をとりまとめるということになっております。その際には、資料4に準じたもの、それから、消費者政策会議では、121すべての施策につきまして、検証・評価・監視の対象としておりますので、お手元の資料の参考資料1がございますけれども、これを併せてとりまとめることを予定しております。

本日、現在までに作業できたものにつきまして、参考資料という形で、お手元に配付をさせていただいております。

私の方からは以上でございます。

○松本部部长 それでは、以上の説明につきまして、御意見、御質問がございましたら、どうぞお出してください。

山口委員どうぞ。

○山口委員 私は、第2ワーキンググループの方に参加させていただきましたので、第1ワーキンググループ関係について疑問といいますか、あるいは指摘したいところがございますので、申し述べさせていただきたいと思うんですけれども、このワーキンググループに分かれる前にも少し指摘させていただいたところなんですけど、今回のところでは、いわゆる製造物責任法の見直しの問題については、全く触れられていないのは大変残念です。PL法ができて11年前から施行されて今日に至っているわけですが、あの法律ができて実効性が上がって、いわゆる安全性が確保できるような、そういう社会的基盤がつけられたかということ、決してそうは評価できないと思うわけです。国民生活センターの被害相談の件数や、あるいは独立行政法人製品評価技術基盤機構の事故受付件数などを見ても、決して安全性の問題が充実化されて被害が沈静化したとはとても思えない。現実には松下の温風機の火災事故や、先ほども指摘があったエレベーターの問題あるいは回転ドアの問題、その他さまざまな問題があります。

あの製造物責任法ができて、それでは裁判実務において、欠陥の立証や因果関係の立証等が劇的に変わったかと言えば、全く変わっていないと言って差し支えないほど、相変わらず被害者側の立証責任の壁は厚くて、非常に被害回復あるいは被害防止のための法制度としては十分に機能していないと言わざるを得ないところがありまして、是非施行から11年経った現代において、PL法の要件の見直し、あるいは施行の在り方を見直しについては考え直していただきたいと思っていただけたところなんですけど、これは今更言っても間に合わないのか、あるいは可能なのか、あるいは今年度は間に合わないにしても次年度の問題として盛り込んでいただきたいと是非思います。

それから、特にその関係で深刻な問題だと私が思っておりますのは、健康食品あるいは医薬類似品の跋扈と、それから外気功やその他の医業類似行為の跋扈によって健康被害あるいは経済被害が拡大しているという実態を何とかしなければいけないのではないかと思うわけです。それについて、今回の資料4の中に盛り込まれているようにも見えますし、必ずしも自覚的に明示されているわけではなさそうなので、その点の扱いがどうなのかと

ということも是非指摘させていただきたいと思います。

健康食品あるいは食の安全に関しては、例えばアガリクスの問題や、強壮剤への医薬品成分混入の問題。あるいは大豆イソフラボンの危険性の問題とか、ダイエット食品に肝機能障害の報告がなされている問題、あるいはコンフリー、野菜やハーブで健康食品に使用される問題、これに肝機能の障害の報告があったり、さまざまな問題が指摘されております。

それから、サプリメントブームで3兆円産業と言われているわけですがけれども、高価なサプリメントによる経済被害や、あるいはこれに依存し過ぎて、いわゆる近代医療を受ける機会をなくしてしまって、大変な事態になってしまうという相談も、あるいは被害も起こっております。

それには、医業類似行為、いわゆる外気功などで、末期がんと国立がんセンターなどから見離されたような患者がインターネットをたたいてみると、末期がんが治ったという表示がされているような、そういうインターネットの外気功のホームページにたどり着いて、わらにもすがる気持ちでいって経済被害に遭う。あるいは近代医療を受ける機会を失うというような事態が起こっております。

これらの問題は、以前はどこかの町の占い屋さんが社会の隅っこでやっていた分には顕在化しなかったわけですが、今はインターネットの時代になっていまして、そういう健康食品、あるいは医業類似行為がインターネットで容易に全国の被害者にアクセスできますし、被害者の方もそういうものにたどり着くのがやさしくなってしまったという問題から、被害が顕在化しているところがあります。

特に、それは表示の問題とも絡んでくるんですが、いわゆる効果を標榜してはいけないとされているんですが、経験を表示することは可能ということで、これのお陰でこれだけ病気が治ったとか、これこれのところに通っていたら末期がんが治ったという体験談を患者さん、あるいはお客さんの感謝のホームページという形で、何ぼでも載せられるということがまかり通っていまして、そういう表示の在り方を放置していいのかという問題もあります。

そのようなこともありまして、是非今回間に合わなければ、次年度にでも盛り込んでいただくということも含めて、とりまとめの中での工夫をお願いしたいと思います。

○松本部会長 事務局から、ちょっと御説明をお願いします。

○服部消費者企画課長 消費者基本計画の検証・評価・監視につきましては、考え方というものを昨年の12月にこの部会で御議論いただきまして、とりまとめていただきました。消費者政策会議が対象とする検証・評価・監視につきましては、121の具体的施策すべてを対象にするということ。それから、この部会で審議していただくものにつきましては、平成17年度に言わば期限が到来するもの、また消費者政策の重点として位置づけられているもの、ここにつきまして重点的に審議を進めていこうと、こういうとりまとめがなされたというふうに理解をしています。

まず、1点目がPL、製造物責任制度でございますが、これにつきましては、こちらの参考資料1の方でございます。28ページでございます。先ほどの要件には合っておりませんので、この部会では御議論の対象にはなっていないわけでございます。

28ページにおきまして、現在までの進捗状況、それから評価・監視というものを説明させていただきます。

具体的には基本計画では18年度までに実施ということで被害救済の事例等の収集・分析、それに基づく評価・課題の整理ということが決められております。

検証といたしまして、17年度は、幅広く、訴訟事例、それから裁判外紛争処理機関での被害救済事例等々につきましての収集、基礎的な分析に当たったということでございます。

左側の中段に「訴訟事例・被害救済事例等の収集」ということで書かさせていただいておりますが、訴訟事例ですと、90件程度訴訟リストを作成し、分析しております。

今後でございますが、18年度におきましては、17年度の成果というものを踏まえて評価、それから課題の整理に当たっていきいたいということを考えておりまして、その旨、今後の取組みのところで記載をさせていただきます。

それから健康食品に関します御指摘でございますが、これにつきましても同様の理由で今回取り上げておりません。それから、途中の段階で私の記憶では山口委員から第1ワーキンググループでの各担当省庁から提示された検証・評価・監視のシート、原案につきましてその旨御意見をいただいたと理解しておりまして、何らかの回答をさせていただいているのではないかと考えております。第1ワーキンググループにおいても様々な課題があるわけでございますが、何を重点審議事項として進めていくかについて、2回目の会合のときのテーマといたしまして、ほかにもいろいろございましたので、今回はその対象にはさせていただいていないというわけでございますが、こちらのシートの方でございますが、74ページを見ていただければと思います。

「健康食品に関して導入した新しい表示制度について、周知及び普及啓発を推進する。[平成17年度以降継続的に実施する。]」ということで検証・評価・監視というものをまとめさせていただきます。

こうしたことも御参考にしていただければ幸いです。

以上です。

○松本部長 ほかにも、御意見、御質問はございませんか。

野村委員どうぞ。

○野村委員 私も第2ワーキンググループの方に所属していましたので、第1ワーキンググループの内容に関して、ちょっと御質問をさせていただきたいと思っております。

今、御説明がありましたように、私も昨年部会のときに、17年度に実施されることを中心に検討するということが了解事項というふうに思っておりまして、そのことは承知しておったんですが、この春にPSEの問題が出てまいりまして、これはどうの昔に制度が制定されてしまっていて、制度化されてしまっていますので、実は17年度の話だというふうに

は思っていなかったわけなんです、17年度というんでしょうか、18年度というんでしょうか、ちょっとわかりませんが、実は施行がうまくいかなかったという問題がややあったように記憶しております。実際に新しい新製品に関しましては、確かにこのマークは実施されているわけでありまして、中古品、リサイクル品等に関しては、事実上レンタルという取扱いにすることによって、實際上この施策が骨抜きになるような状況にもなっているということが、厳しい見方をすれば言えるということがあるのかなと思います。

したがって、今回は議論をするときには入れていただく必要はありませんが、施策を講じるといったときには、ちゃんと施策が実施されるころまでを射程の中に入れて、それが本当に実施されていくのかどうかという施行のところまで視野に入れた形で検討していただくということを今後是非お願いしたいと思っております。

どうぞ、よろしくお願ひ申し上げます。

○松本部長 PSEマークについては、参考資料1の方で言及されているんですか。

○服部消費者企画課長 今回は特に言及しておりません。

○松本部長 原委員どうぞ。

○原委員 先ほど山口委員がおっしゃられた発言については、私も少し加えて思うことがあります、これは全体の自由討議の中で御発言をしたいと思っておりますので、今、御説明があったワーキングの資料、報告についてというところだけにとどめさせていただきます。

第1ワーキングの3ページにリコール制度の強化・拡充の話が入っておりまして、今回、自動車のリコールに関する不正行為の再発防止対策というところが掲げられているのですが、今日の朝のニュースでも、トヨタ自動車の話が出ていて、過去をさかのぼると、96年のころからの情報があったということなのですけれども、私は実際に自動車のリコールについて少し調べたことがございます。

自動車図書館というのが大手町にありまして、ここに行くと、過去どういう自動車がどういう不具合でリコールをしたかということが一覧になった本というか、ハンドブックのようなものがありまして見ることができます。

これを見ると、各企業によって判断基準が非常に違うということが、素人が見るだけでもわかります。不正かどうかというところも非常に明確な基準があるわけではなくて、各社さんの御判断の中にあるというところがありまして、私としては、単純に不正行為の再発防止というところが書かれておりますけれども、リコールの対象とする不正行為とは何かというのは、必ずしも明確になっていないということを感じておりますので、是非そこまで含めて、ここでそういう意見が出たということを国土交通省に伝えていただきたいと思ひます。

4ページに、先ほどのエレベーターの安全性の確保ということを早速盛り込んでいただいて大変時宜に即したまとめと思ひますが、先ほど全体的な意見も出ておりましたが、せ

っかくであれば、エレベーターだけではなくて、2か月という短期の結論ではないとおっしゃられたので、同様のことではエスカレーターの事故も、よく子どもが首を挟まれてしまうという事故なんかもよく起きておりますので、エスカレーターですとか、それから回転扉についても一応原因究明というのをおやりになっていらっしゃると思いますので、今度は事故情報の収集システムというところで何ができるかというところの検討もあると思いますので、せめてエレベーター事故等ということで、もう少し広がりを持たせた形で検討を進めるということをお願いしたいと思いますので、これは再度調整を図っていただくことはできないのかと思いました。

それから、消費者教育のところですが、これはどれも大事だということで、各省庁の名前がずらっと並んでいるのですが、このずらっと並んだときの読み取り方ですが、これは個々のそれぞれのところがおやりになるというのは勿論なんですけれども、この方たちが一堂に会して検討するというような用意をされているのかということです。消費者教育については、是非お願いをしたいと思っておりまして、全体としては今後の重点的取組みは関係省庁一体となってとなっているので、私としては是非一堂に会していただきたいと考えております。

○松本部長 どうぞ。

○服部消費者企画課長 エレベーターの安全性のところでございますが、第2ワーキンググループのとりまとめにおきましても、これは7ページなんでございますけれども、エレベーターの安全性の確保ということで、記載させていただいております。ここでは緊要な消費者トラブルということで、まず緊急的に対応していくということ。

ここの並びでございますと、今回新しく未公開株、これは未公開株だけではなくていろいろございますけれども、緊急性ということに関すると、やはりここが重点的なところかなということで、ここに入れさせていただいておりますので、今回ここではエレベーターというところで、まず徹底的に対策を検討していくということがメリハリという点からもよろしいのかなというふうに私は思います。

それから、消費者教育のところですが、各省連携して進めていくことの重要性、これは原委員から何回も御指摘いただいているところでございますが、私どもも各省の連携が消費者教育推進に不可欠であるという認識を共有させていただいております。

具体的に会する場でございますけれども、消費者教育の体系化に関しまして、昨年度は各ライフステージの目標というものを62挙げさせていただいたわけでございますが、では、それらの目標を達成するために、具体的にどのような場で、どのような内容の消費者教育を実施していくのかについて、調査研究会というものを設けて、ここにつきましては、従来から長田委員にも御指摘いただいているところでございますが、現場の方々、実際に消費者教育を担っている方々の参加等は非常に重要であると、これは私も同様に認識しておりまして、そういった研究会を設けて進めていきたい。

その場におきまして、ここに掲載している、私どもも含めまして、関係省庁が参加して

一緒に討議していく。各省庁それぞれ自分たちで実施しているようなところもございますので、どのような場でどのような内容のということに関していろいろ御意見をまとめてまとめていくということが非常に重要ではないかと認識をしております。

以上でございます。

○松本部会長 品川委員どうぞ。

○品川委員 全体として、この基本計画について、消費者政策部会で検証・評価・監視するという初めての試みをやったわけですが、何分にも平成17年度の課題項目だけでも極めて多岐にわたって、全部手を付けるのは、まず不可能ということで重点施策に絞って行ったわけですが、この重点施策だけでもかなり広範多岐にわたって検討するというのは大変であったというのが率直な感想であります。

そういう点では、重点施策の絞り込み方が来年度に向けては更に絞り込みが重要なところというふうに思っているのが1つの感想です。それから、お出しいただきました2つのワーキンググループをまとめた検証・評価・監視、資料4ですけれども、「4. 総括的整理」ということをしていただいているわけですけれども、ワーキンググループの中での論議もございましたが「個々の各施策についての評価に関しては、定性的なものが多く、今後、より具体的な成果（アウトカム）の把握に努めることが必要である」という記述をいただいております、このことは全く同感ですが、同時にこの点については評価の場合だけではなしに、次年度以降の課題の設定の仕方そのものの中で、具体的な成果を織り込んだ課題設定というものにしていく努力が併せて必要だと思っております、その点は、できれば追加した総括的整理にさせていただければと思います。

○松本部会長 どうぞ、ほかに御意見、御質問はございませんか。

ございませんでしょうか。品川委員の最後の問題提起につきましては、この後の議題として予定をしております今回の検証評価を振り返ってみて反省すべき点、改良すべき点があるのではないかとということで引き取らせていただきたいと思います。

すなわち、課題設定の中に到達目標として何%入れ込むということになると、計画そのものを書き直せという話になりますから、それは次のサイクルに向けての検討、この部会としての審議の課題としてやっていくということで、既にできているものについては、進捗状況をきちんと監視するというところに一応とどめておくのが適切かと思えます。

それ以外で、特に修文等、御意見がございませんようでしたら、一応、この内容でおおむね御了承いただいたということで取り扱わせていただいでよろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

○松本部会長 それでは、当部会といたしましては、原案どおりで一応承認をいただいたということにいたします。

それでは、続きまして、議事次第の3のその他に移らせていただきます。

消費者基本計画につきましては、策定後、まだ1年余りを経過したにすぎず、今回の検証・評価・監視の作業もたまたま何人かの方から御意見がございましたが、試行錯誤を繰

り返しながら進めてきたというところがあります。

そこで、今回ワーキンググループでいろいろ苦勞された各委員の皆様から、気づかれた点、改良すべき点等を忌憚なく御意見をお出しいただければと思います。

原委員どうぞ。

○原委員 先ほどの山口委員が御発言になったことを私もそのとおりのように思っていて、どういうふうにすればいいかということなのですが、1つは製造物責任法の見直しは、もう法律制定して11年経っていますので、私もとても大きな課題だと考えております。

私自身も規制改革会議に所属しておりますけれども、ここでも新しくできた法律については、5年見直しということ为原则にしようという考え方を打ち出す予定にしております。過去制定をされたものについても順次そのルールとかにのっとって見直しをしていくべきではないかという話もしています。全体的な流れとしても法律についての見直しというのは、やはり原則あるべきだというのが大前提としてあって、その上に、製造物責任法がもっと機能していれば、やはり安全面というか、より安全な社会というのができていたはずだということもありますので、使いづらいつころとか、社会でうまく機能していないところとかも含めて、私は検討課題に挙げるべきだと思っております。

それから、健康食品と医業類似行為についても同様な感想を持っております。

共通して課題だと思うことは、新しい課題を付加するときに、どうするかということのルールが必要だと考えておまして、今回は立ち上げということで、本当に事務局に御努力いただいて、大変な努力で今回立ち上げから第1回目の評価までしていただきましたけれども、これを継続していくためには、新しい課題をどう付加していくのかということのルールづくりというのが必要だと考えておりますので、これをどうするか是非検討を尽くしてくださいということが1点です。

もう一点は、食の安全の辺りがなかなかこの課題に挙がってこない。それから、環境問題も環境ラベルについては、それから「チーム・マイナス6%」については挙がっておりますけれども、全体が挙がってくるわけではないというのは、別に環境基本計画がありますね。食については食の基本計画がありますし、環境については環境の基本計画があります。

そうすると、そちらの基本計画の方に乗っちゃってしまって、必ずしも消費者基本計画の方に来ない。だから、健康食品であれば、表示のところだけは一応こちらに持ってきて検討課題となっておりますが、消費者から見ると、表示も大事ですけども、安全性そのものも大事だということになるので、ほかに基本計画を持たれているものとのリンクの仕方というのでしょうか。それについても私は検討していただきたいと思っております。

あちらもそれぞれの基本計画にのっとって政策評価をしていらっしゃるの、その政策評価も含めてうまく連携が取られていく方向が出てこないかなと思っております。

幸いにも金融分野については、特に基本計画はなかったの、こことうまく連携が取れて、いろいろと追加するようなこともできましたので、そういう形で是非ほかのところ

についてもお願いをしたいと思っております。

以上です。

○松本部会長 長田委員どうぞ。

○長田委員 今、原委員の方からお話がありましたように、今回の基本計画の検証・評価・監視の作業は本当に非常に大変であったというのが率直な感想ですけれども、それでも非常に大きな成果があったと私は思っております。

特に、今回、この短期間の間でしたけれども、参加させていただいて、内閣府が消費者政策のリーダーシップを取るんだということが非常に明確になってきたということ。それから、今回この作業に関わられた事務局の皆さんは本当に頑張られたなというのも感謝したいと思います。

今後、これをどういうふうによりよく毎年の検証・評価につなげていくかというところでは、1つは、今、原さんがおっしゃいましたように、新しい課題にどういうふうに取り組んでいくのかということについては、かなり幅広い視野を持って、大きく見渡したところでそれを取り上げていかなければいけないだろうと。

そうだとすると、検証・評価のこの時期だけに集中して何か新しい課題という検討になると、どうしても落とすものも出てくるのではないかと思いますので、少し前倒しで早い時期から、今の課題は何なんだろうかというのを洗い出していく作業をこの部会でもやらせていただければいいのではないかと思います。

それから、やはり作業開始がどうしても年度が終わって、それぞれのシートが出てきてからということになるわけですが、まだ年度が終わっていなくても、場合によっては法律改正など、事実として終わっているもの、はっきり明確に報告をいただけるものもあると思いますので、そういうものに関しては早目、早目でシートが出てくるような形。

それから、まだ途中段階であっても何かそういうものがいただけるというような形であった方が、作業はこちらとしてもやりやすくなるし、多くの人の意見をいただけるようになるのではないかと思います。

この部会は、2つのワーキングに分かれてやらせていただいたわけですが、どうしてもその専門の人がいない場合には弱い部分もありますので、いろんな人の意見を聞く場をどうやってつくっていくのかということも1つ課題だろうと思います。

ほかの審議会との関係とか、いろんな課題はあると思いますけれども、いわゆる国民の声を聞くという場をそれを内閣府がつくるのか、各省庁がやっていらっしゃる場所がおつくりになるのか、もしくは消費者団体などとの関係とかいろいろあると思いますけれども、とにかく何か広く意見を集めることによって、消費者基本計画そのものをより広く知らせていくことにもなると思いますので、その両方の効果をねらった何かやり方というのも一度検討してみただけたらと思います。

○松本部会長 野村委員どうぞ。

○野村委員 すみません、私はワーキングに十分力を尽すことができませんでしたのに、

たくさんのごことを申し上げて恐縮です。事務局の方の御尽力には大変敬意を表しております。

さて、それを前提にちょっとお話をさせていただきたいのは、検証・評価をすることによって、何をエンカレッジしようとしているのかということを少し検討する必要があるだろうと思います。たくさんのごことが言えると思いますが、私、1点だけ申し上げさせていただければ、やはり縦割りの行政の中で、それぞれの省庁が、それぞれの思惑でいろいろなことを行っている。ここに統合的な施策の一貫性を実現させるとか、あるいは抜け落ちているところを他省庁との間で相互に検討していただくといったような可能性をエンカレッジしていくということが内閣府によって検証することによる1つの目的ではないかと考えています。

それを大事に考えておりますのは、恐らく縦ごとの行政ではほとんど消費者は守れないという現状にきているんだろうと思うんです。

例えば具体例を挙げますと、今、REITという金融商品が非常に脚光を浴びているわけですが、これは不動産投資信託であります。不動産から例えばいろいろな上がりが出てまいります。そのテナント料とかを収益と考えて、その収益に投資をするという形になっているわけなんです。この中にやや不良な物件が混入しているのではないかとということが問題となるわけです。

これは、耐震偽造の話も勿論ありますけれども、不良物件というものが見つからずに入っている場合もあります。意図的に隠されているという場合もあるわけでありまして。

こういう問題に関しまして、まずはエンジニアリング・レポートというのを書かれる業者の方、要するに科学的に見て、その物件の品質を管理するという専門家の方はおられますけれども、そのほかに不動産鑑定士の方がおられますが、この辺りの領域は国土交通省の方々が管理をされている。

ところが、この後が、いわゆる金融商品になりますので、REITとして組成していきますと、アレンジャーが出てきて、そして販売業者が出てきて、信託会社が出てきて、信託銀行が出てくるという形になってきますと、ここから金融庁の話になる。

全体的に不動産の流動化ということを進めることによって、アセットの流動性を図っていった資金調達を図るという点から行きますと、こちらは経済産業省的な発想が必要になってくる。これは3省庁が当然に関連してくるということになるわけですが、ほとんどこの問題についてはコミュニケーションがないという状況のまま推移している。そうすれば、いずれ爆発をするわけなんです。そうしますと、これはだれが見逃したのかということ、ボールの投げ合いが起こることになるわけでありまして。

こういったようなことに関しては、まさにそれぞれの省庁が一丸となって取り組むということが必要になるような、そういう問題テーマ、これはたまたま一例ですけれども、これは今後大量に発生してくるということになると思います。

そういう辺りのところが、ある意味では検証・評価されるべき点でありまして、そこが

きちんと連携が保たれているかどうかといったような評価項目というものを、あるいはそういう目線をもってできればチェックをさせていただくということが必要なんじゃないかと思います。

今回、ワーキンググループでも1つの問題に幾つかの省庁の方々に来ていただきましたが、ばらばらの説明を伺って、それぞれの省庁が同じことに携っているんだなということがわかりましたが、どうも一体となって取り組んでいるという雰囲気がなかなか感じられなかったというところが率直な感想としてありましたので、その辺りのところを今後エンカレッジしていただけたらよろしいんじゃないかと思いました。

○松本部会長 山口委員どうぞ。

○山口委員 初めての取組みだったわけですが、大変、今、野村先生も言われたように、関係省庁の調整あるいは壁を超えた総合的な施策を推進していくということを求める意味では、大変有意義な機会でありましたし、総合的な消費者施策考えるという意味では、非常に有意義な機会でありましたので、このような形の試みを是非今後とも続けていただきたいと思います。

日本弁護士連合会の組織の動き方からすると、大変なハイペースで、追いついていくのが大変な状況でありましたけれども、逆に日弁連としても、これまでは正論ばかり言って、犬の遠吠えのようなことばかり言ってきたところもあるんですが、具体的にこういう場に出席して発言をせざるを得ないということになりますと、では具体的にどうするのかということも含めて問題提起していかざるを得ないので、その意味では私自身も日弁連に戻って早くしろ、早くしろと言いながら、具体的な案を出してもらいながら追いついていくのにやっとのところでしたけれども、今後、更に具体的な次年度以降の活動の中でもより弁護士会の意見もとりまとめながら、具体的な施策の中に生かしていただけるようにお願いしたいと思います。

1つだけ、今後の長期的な課題として考えておりますのは、弁護士会の観点からしますと、資料4で、先ほどちょっと議論をされましたけれども、10ページの一番下なんですけれども「⑦ 違法な経済取引の被害者の救済」のスキームでありまして、とりあえず振り込め詐欺等の凍結口座についての被害者の還付につきましては、今、金融庁等々も協議しながら法律改正をしないでも何とかできるようなスキームを考えられないかということで検討されているわけなんですけれども、もっと幅広いところから言いますと、違法行為によって金銭被害を被ったけれども、なかなか弁護士に依頼したり、裁判手続によることが難しい、そういう被害者についての被害救済はどうあるべきかという観点からしますと、大きく今回スタートいたしました消費者団体訴訟制度。この消費者団体訴訟制度に基づく損害賠償請求を認めるようなことができないのかどうか。

あるいはクラスアクション制度を導入することによって、アメリカ型の被害回復が図れないのかという問題とか、あるいは今回、一部スタートしたわけなんですけれども、アメリカの父権訴訟的な制度ですね。つまり政府の公的機関が取り立てして被害者に配当する。

今回、組織犯罪対策法の改正で、犯罪収益については、一部被害者の配分制度ができたわけですが、これを拡大していくという方向とか、あるいはフランスで現在運用されています刑事被告人に被害者が損害賠償制度で乗っかるという附帯私訴の制度というさまざまな枠組みが考えられわけです。

これを具体的にどういうふうに、必ずしも選択的ではなくて、両方総合的にということも考えられるわけですが、どういうふうに制度スキームを考えてやっていったらいいのか。これは経済産業省、内閣府、勿論法務省や裁判所とも協議しながら制度づくりを考えていかなければいけないところだと思います。勿論、公正取引委員会も関わってきますし、こういう問題は、やはりこういう場で議論するのがいいのか、あるいはより多くの学者の先生方に総合的な研究をしていただいた上でやった方がいいのかよくわからないんですが、恐らくどの省庁で、どこかでやってもうまくいかない問題だろうと思いますので、来年か再来年か5年後になるのかわかりませんが、学者の方々がまず検討していただいて、あるいは弁護士会でも検討した上で、どこかで合理的な日本の制度に見合ったものができるのかと思うんですけれども、そういうことも含めて弁護士会としても責任を持った形で対応していきたいと思っておりますし、検討していただきたいと思っております。

○松本部会長 品川委員どうぞ。

○品川委員 検証・評価・監視という仕組みの、いずれにせよ初年度でありましたから、今回こういう形でやってきていろいろ大変でもあった。

そんな中で、先ほど長田委員もおっしゃっていたけれども、課題施策が極めて広範、多岐にわたる中で、この消費者政策委員のメンバーだけではいろいろ情報等も不足する部分が生じて来ざるを得ないのではないかと感じておまして、そんな点ではそのときどきの検証・評価を行う重点施策に応じて、その課題施策について、より専門的な知見をお持ちの専門委員みたいなことをワーキンググループの中に含めるとか、専門委員という形ではないにしても、それらのテーマについて少し広い層から意見を聞く機会、パブコメがいいのか、意見交換会がいいのかわかりませんが、何らかもう少し広い方々の意見を聞くような機会を織り込んでいくということを考える必要があるのではないかと1つ。

それから、これも今回は初めてでしたから、初年度、平成17年度が終わってみたいと、それについて検証・評価といってもしようがないということがあったかと思いますが、このサイクルが年々回っていくということになれば、必ずしも年度が終了しなくても、それぞれ年度ごとの進捗状況につき、中間報告を受けながら検証・評価するというようなことも織り込んで、もう少し時間をかけて、このサイクルを運行していくという考えようもあるのではないかと2つ目。

3つ目は、各省庁といろいろヒアリング等もさせていただきながら思いますことは、食品の安全に絡んでは、この間、リスクコミュニケーションという仕組みが十分、不十分はともあれ、日常的に回っている中で、ヒアリングがあったということなんですけれども、他の省庁の課題施策等の関係でいいますと、それぞれの場面で消費者等と意見交換をする

ような場自体が日常に存在していなくて、突然このような場に出てきてヒアリングを受けるということ自体、スタートから戸惑いを持って御参加の行政庁も多々おありみたいな気もいたしました。

そんな点でいいますと、消費者政策部会としての検証・評価・監視ということともう一つ別に、それぞれの省庁の消費者施策そのものについて、日常の中で消費者と意見交換をするような仕組みをそれぞれの省庁の中にも持っていただくように働きかけていく、そういう仕組みをつくっていくということも必要なのではないかという思いを持っております。

以上です。

○松本部会長 大河内委員どうぞ。

○大河内委員 感想ということなんですけれども、今回については、基本計画に沿ってというよりは、既に各省庁が取組みをしているものについて17年度にそれを入れて評価をしたという形になったと思います。

それで、皆さんと同じように、大変なたくさんの作業で事務局の方にもすごく感謝しております。

自分で考えても、たくさんのもの、それを全部ちゃんと検証・評価・監視しているのかということになりますと、取りこぼしたものについて、どういうものを取りこぼしているのかが既によくわからないというような気持ちもいたしております。

これは、初めの一步ですので、これからちょっと動いてきたところを新しい課題も加えながら、来年度につなげていく。そういうことの中で、今回は各省庁が既に課題として持っていたことでしたので、かなりこれをやりましたという形のお答えが多かったんですけれども、これから基本計画に沿ってやっていくということになりますと、できなかったことというのも出てくるのではないかと思うんです。余りこういうことはできませんでしたというようなお答えはなかったんですけれども、実際には、できなかったことというのが多分あって、それについても理由というんですか、どうして取り組めなかったのかというようなことをはっきりしていただけると、より最終的にはわかりやすいものになるのではないかと思います。

以上です。

○松本部会長 原委員どうぞ。

○原委員 たびたびで恐縮です。今、大河内さんがおっしゃったことは、さっき私も言いたかったことなのですけれども、新たなテーマを付加をしていくときには、こちらの国民生活審議会が提案をして、各省庁に投げるということでよろしいんですね。

というのは、大河内さんがおっしゃられたように、金融分野の案を見ても、確かにもう平成17年度でやると大体決まっていたようなものが上がってきているので、評価をしてもやりましたになってしまうのです。でも、今、野村先生からも不動産のREITの話が出ましたね。それから、山口先生からも違法な経済取引の被害者救済というところが出て、これは本当に新たな課題というところが出ていますので、これをこちら側から投げるとい

うことで付加をしていくということが、私はベストだと思っています。その仕組みで構築をしていただきたい。

各省庁がこれを行っていますので、基本計画に取り上げていただいでどうでしょうかというのではなくて、こちらに主導権を持つ形で付加をするということのルールでやっていただきたいと思います。

それから、加えて全体的なところで、あと2点なのですが、1つは消費者団体の側もこちらの検討のバックアップチームみたいなものができて、ずっとやってきておりました。先週、そのメンバーで集まって少しお話が出たときに、さっき長田さんから出ていましたけれども、この7月が1年ごとの検証・評価の発表になるということであれば、2月ぐらいに作業に入られる前に、ちょっと簡単なディスカッションというのでしょうか、今年どういうふうにしていくかということのディスカッションの場を設けてほしいというのが、その場で意見として出ておりましたので、私も年間スケジュールとしては、やはりそういうことをお願いしたいと思います。

それから、品川さんからの各省庁の話が出ましたので、そこは私も同様なのですが、この1年間、地方に行くことも多くて、地方に行った場合は、消費者基本計画の話も話題に出してみるのは、やはり地方の方にとっては、非常に遠い話のようで、自分たちのものにまだなっていないというところがありますので、ここは地方の方々も参加ができるような、意見が表明できるような仕組みを入れていただきたいと思っています。それが1つです。

もう一つなのですが、私も事務局に随分たくさんのお話をして、あれもやってほしい、これもやってほしいとお話をしたんですが、その中で独占禁止法関係のことが、今、内閣府の中でも検討が進められておりますので、ここでの検討とか、それから司法制度改革も意見書が出てちょうど5周年ということで、日曜日にはシンポジウムが開かれたのですが、このフォローみたいなことは、まだどこもやっていないというところがあって、司法サービスを受ける消費者としての意見というのもありますので、こういう視点も是非組み込んでいただきたいと思っています。

そういうお話をすると、この人数ではやれませんか随分事務局から言われたのですが、やはり事務局の体制の強化、これも私としてはここでの意見として是非出しておいて、やはり予算と人員と、もう少し補強することができれば、やれる範囲も勿論広がっていくと思っていますので、そこについても課題として考えていただきたいと思っています。

以上です。

○松本部会長 ほかに御意見はございませんでしょうか。

私自身は、その場に居合わせなかったんですが、委員の方からのプレゼンテーションの機会もあって、何人かの方にやっていただいたということなんですが、そういうプレゼンテーションをされた立場から見てどうだったのかというような御感想があればお出しいただきたいんですが、いかがでしょうか。

つまり、従来の審議会だと話を聞いてコメントをするというのが多かったわけですが、積極的に自ら調べてきて何か発表するというのは、国民生活審議会は余りなかったことかと思しますので、その辺りがうまくまわっていくと、ワーキングの委員の側が新たな問題提起をしてやっていくというような仕組みができてくるかもしれないかなと思います。

どうですか、山口委員どうぞ。

○山口委員 私の方もプレゼンテーションをさせていただきましたけれども、とりわけ特定商取引法と割賦販売法の指定商品制の廃止について、これは前から思っていたところだったんですが、なかなかそれを具体的に提起する場がございませんで、ああいう機会に述べさせていただきまして、今回、こういう施策の中に反映させていただくことができまして、そういう意味では大変ありがたかったと率直に思います。

ただ、ふたを開けてみますと、指定商品制の問題も、結局は経産省とその他の官庁との商品あるいはサービスを巡る所管の絡みもいろいろあるということもかなり痛切にわかってまいりまして、そういう意味で、やはり省庁の壁を取り外した審議の場がこういうところであることが非常に重要なことなんだということを改めて痛感いたしました次第です。

○松本部長 原委員どうぞ。

○原委員 本当にたびたびで済みません。私もプレゼンテーションをやらせていただきましたので、感想なんですが、大変有意義だったと思います。多くの審議会がありますけれども、審議会という場は、一応テーマが決まっています、それについて検討する、それについて意見を言うということになっているわけですが、今回の場合は、消費者側から見て、こういうことをどう考えるかということで、全体的な政策提案というのでしょうか、消費者政策の提案ができたように思いますので、非常に新鮮な感じはありました。

あと、各省庁がちょっと説明調になられたところがやや残念ですが、何回か繰り返すことでいい場になっていくのではないかと思います。特に省庁横断的な場にするのには最適だと思いました。

○松本部長 長田委員どうぞ。

○長田委員 私自身はITのところではプレゼンをさせていただきました。それで、私は総務省関係のところでは、ITにはずっと審議会などで出させていただいておりましたけれども、経産省のところというのは、私の不勉強な部分で、そこに関しては消費者団体のほかの仲間にお力をいただきまして、併せてプレゼンテーションさせていただきました。そういう意味では私ども自身もやはりそういう壁のない1つの問題にきちんと横断的に議論していく必要性を感じましたし、その経験をさせていただいたということはよかったです。

ありがとうございます。

○松本部長 その他、御意見はございませんでしょうか。

大河内委員どうぞ。

○大河内委員 やはり意見ではなく、プレゼンテーションをして、すごく時間がなかった

ということと、時間がないだけに、いろいろ考えるというよりは、本当のところ疑問をぶつけることができ、私はリコールのところだったんですけども、お答えになった経済産業省の方もできなかったんですとか、文章はそうは思っても変えられませんとか、何かそういう形だけではないやりとりができたところは、それが皆さんの共有になったところはよかったかなと思っています。余りそういう場に出たことがなかったんですけども、そういうことというのは、珍しいことだったんだというのを、今、皆さんから聞いて思ったところです。自分にはとても勉強になりました。

○松本部部长 ありがとうございます。さまざまな御指摘や御感想を述べていただきました。今回、初めてだということで、いろいろ期間が短かったとか、御不満もありませんけれども、今回の経験を生かして、来年以後、よりよい検証・評価・監視作業につなげていければと思います。

本日の議事は、この辺りにさせていただくといたしまして、最後に事務局の方から連絡事項をお願いいたします。

○服部消費者企画課長 次回以降の消費者政策部会の時期、内容等に関しましては、部部长と御相談の上、改めて御連絡させていただく予定としております。よろしくお願いたします。

○松本部部长 それでは、ちょうど時間になりましたので、本日の議事は、この辺りで終了させていただきたいと思います。

どうもありがとうございました。